

第2回「京都府森林管理のあり方」検討有識者会議 結果

- 1 日 時：令和7年3月3日（月）14:30-16:30
- 2 出席者：愛甲委員、川勝委員、栗山委員、篠部委員、長島委員、三好委員、森井委員
- 3 場 所：京都府自治会館 自治会館ホール

議事(1) 第1回会議等の結果について

- ・資料1により、京都府から説明
→意見なし

議事(2) 次期府民税の方向性について

○府民税の継続の必要性について

- ・資料2により、京都府から説明
＜委員からの主な意見＞
 - ・ 緻密に財政需要を積み上げており、継続の根拠として評価できる。また、財源の役割分担を見直していることも、評価できる。
 - ・ 府民税を活用した防災・減災対策は、既存事業で対応できないきめ細やかな対応を実施することが、本来の趣旨と認識している。その趣旨を踏まえると、道路などのインフラの保全、地域住民が把握している箇所への対策など、住民ニーズに対応できるよう柔軟な運用ができるようにすべき。
 - ・ 役割分担の整理の中で、府民税から他財源に移行する事業については、縮小・廃止されるのではないかと、府民が懸念を生じる可能性があるので、財源が変わったとしても、引き続き事業が継続されることを説明する必要がある。
 - ・ 府民税で実施している森林の整備・保全の対策が、治山ダムなどの整備による効果を部分的にでも補完できると言えたら、より効果的に事業を行っていると言明できるのではないか。
 - ・ 当該分野の研究において、グリーンインフラ（森林整備）はグレーインフラ（治山ダムなどの構造物の設置）の代替にならないが、この2つを組み合わせたハイブリッドインフラにより対策を強化できると考えられている。
 - ・ 国庫事業などの採択要件に乗らない手つかずの山地災害危険地区について、府民税を活用し、整備が進んでいることをしっかりPRしていくべき。

○課税の仕組みについて

- ・資料３により、京都府から説明

＜委員からの主な意見＞

- ・ 神奈川県は、水源涵養を目的としており、水道使用量と所得に相関があることをもって、所得割を導入されたという経緯があるので、京都府とは考え方が異なる。
- ・ 京都府における法人への超過課税は、全国的にも高い負担割合であり、さらなる負担を求めることは法人の経済活動に支障があるので、法人からの徴収を実施しないとするは適切と考える。
- ・ 以上のことから、事務局案のとおり、第３期も既存の課税方式とすることが適切と考える。

○市町村交付金の取扱い及び森林環境譲与税との役割分担について

- ・資料４により、京都府から説明

＜委員からの主な意見＞

- ・ 府民税の使途のうち、シンボリックな木造施設の整備は、森林資源を循環させることに加え、森林の重要性の理解に寄与すると考えるが、木材利用に向けた体制整備やサプライチェーンの構築は、産業振興の側面が強いので府民税の事業になじまないのではないか。緑の社会資本整備を行う財源という意味から、府民ニーズの高い社寺の森の整備こそ府民税で行うべきものではないか。
- ・ 社寺の森の整備など、府民ニーズが高く重要な事業であっても、府において財源の役割分担を考え対応すればよいのではないかと。ただし、対外的な打ち出し方は工夫すべきと考える。
- ・ 森林資源の循環利用は重要で、川下での需要を喚起しないと木材利用が進まず、森林整備が進まない。そのため、住宅等への支援は効果が大きいと考える。
- ・ 森林資源の循環利用を進めていくには、木材の利用を促進し、次の森林整備につなげていくことが必要であることから、木材利用への支援については、この点がわかるような説明を検討すべき。
- ・ 財源に限りがある中で、今までの経過を踏まえると、放置人工林対策が最も重要であると考えことから、事務局案は妥当と考える。